

5. 水 質

5.1 評価の進め方

5.1.1 評価手順

水質に関する評価の手順は図 5.1.1-1 に示すとおりであり、各項目の概要は以下のとおりである。

(1) 必要資料の収集整理

評価に必要となる基礎資料として、自然・社会環境に関する資料、当該ダムの水質調査状況、水質調査結果、水質保全施設の諸元を収集整理した。

(2) 基本事項の整理

水質に関わる評価を行うにあたり基本的な事項となる、環境基準の類型指定、水質調査地点及び調査期間と水質調査項目等を整理した。

(3) 水質状況の整理

定期水質調査を基本として、流入・下流河川及び貯水池内の水質状況を整理した。また、水質障害の発生状況についても整理した。

(4) 社会環境から見た汚濁源の整理

ダム貯水池や下流河川の水質は、貯水池の存在による影響だけでなく、流域の土地利用の変化などの影響も受ける。特に流域環境の影響を受ける場合には、これらの状況を整理し、水質変化の要因の考察に資するものとした。

(5) 水質の評価

ダム貯水池の存在・供用がダム貯水池及び下流河川の水環境に与える影響を以下の視点で評価し、今後の対応について検討した。

- ・ 流入水質と放流水質の比較による評価
- ・ 経年的水質変化の評価
- ・ 冷水現象
- ・ 濁水長期化現象
- ・ 富栄養化現象

(6) 水質保全施設の評価

水質保全施設の設置状況を整理し、その効果を評価した。

(7) まとめ

水質の評価及び水質保全施設の評価結果を整理し、今後の対応等について整理した。

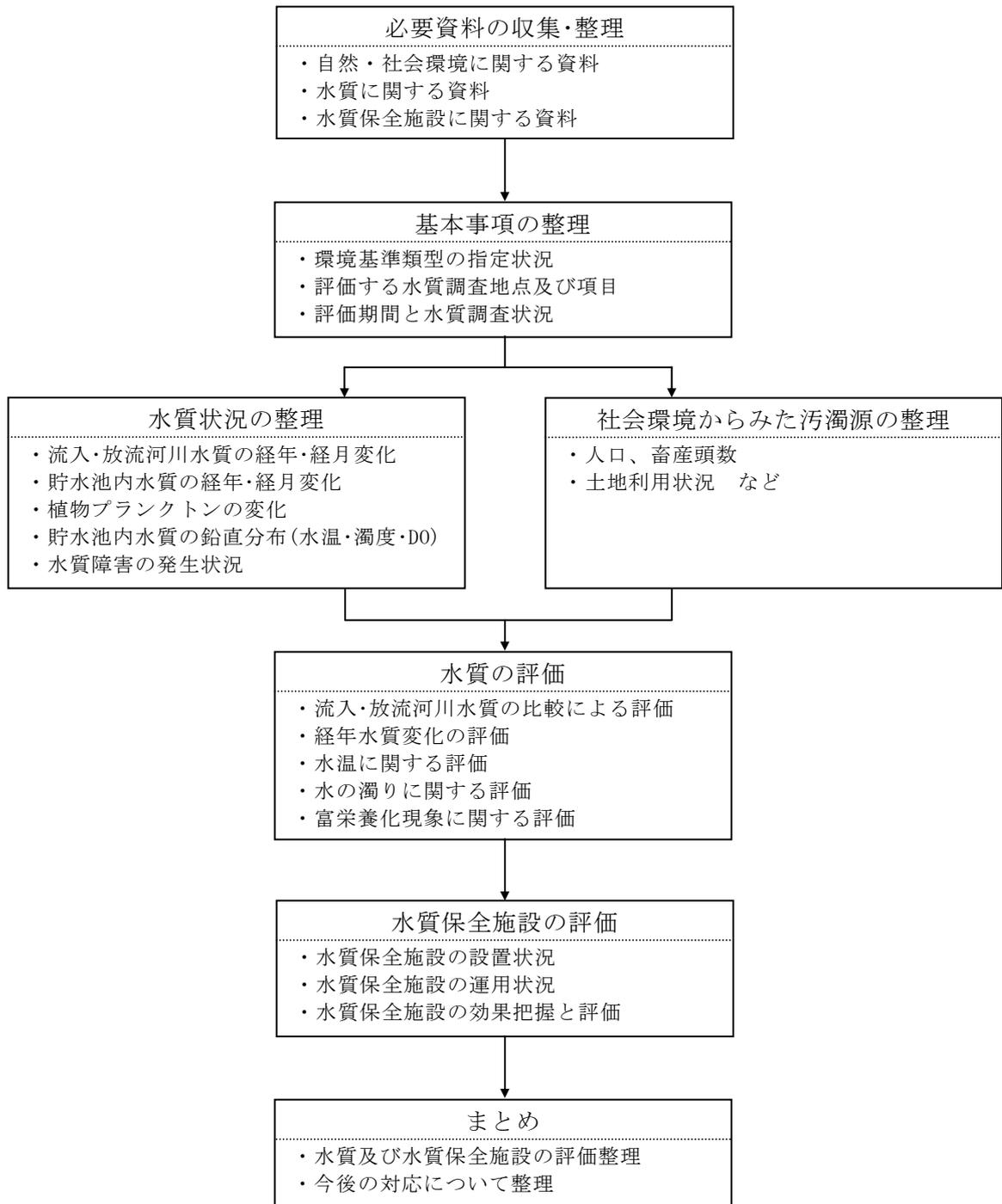


図 5.1.1-1 評価フロー

5.1.2 評価期間

水質の評価期間は、平成10年1月から平成19年12月までを対象とする。なお、比奈知ダムでは、平成9年10月より試験湛水が実施され、平成11年4月より管理運用が開始されている。

5.1.3 評価範囲

水質評価範囲は、貯水池流入地点の横矢橋から下流河川地点の管理橋までとする。